

# 磐田市立磐田なかよしこども園及び豊田西保育園給食調理等業務委託プロポーザル 募集要領

磐田市立磐田なかよしこども園及び豊田西保育園の給食調理、洗浄、運搬等の業務委託に際し、委託業者を公募型簡易プロポーザル方式により募集する。また、本プロポーザルは予算の成立を前提とした準備行為として行うものである。契約の締結は本業務における予算が市議会で議決を得られることを条件とする。

## 1 業務実施にあたっての基本的事項

磐田市立磐田なかよしこども園及び豊田西保育園の園児及び職員に良質な給食を提供するものとする。また、園児の発達段階や健康状態に応じた食事、離乳食、幼児食やアレルギー等への配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質の確保を図ること。

## 2 申込資格(業者の資格基準)

- (1) 令和7年度磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある(0073その他委託のうち02給食業務)に登録されている者であること(参加申請書提出時点)。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。但し、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、上記 (1)に規定する入札参加資格を再度有することとなった者を除く。
- (5) 前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。但し、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、上記 (1)に規定する入札参加資格を再度有することとなった者を除く。
- (6) 債務不履行により、所有する財産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (8) 磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱(平成 23 年磐田市告示第 55 号)に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 令和7年4月1日現在、静岡県内で保育所または認定こども園における給食調理受託実績(受託中)があること。
- (10) 「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省作成)」、「保育所における調理業務の委託について(厚生省児童家庭局長通知)」「保育所における食事の提供ガイドライン(厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課監修)」、「学校給食実施基準」、「学校給食法」、「学校給食衛生管理基準」及びその他関係法令に基づく給食調理業務及びそれに付随する業務が可能であり、栄養士または調理師の資格を有する調理員の配置ができること。
- (11) 万一の事故に備えて、製造物責任法(平成6年法律第85条)第3条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入すること。
- (12) 未就学児における給食の趣旨を理解し、教育の一環として、安心・安全でおいしい給食の安定提

供が円滑に実施できる企業であること。

### 3 委託業務

磐田市立磐田なかよしこども園及び豊田西保育園の給食調理等業務

給食調理・提供等施設

※園児数及び職員数は見込数

	名称	園児数	職員数	所在地	備考
①	磐田なかよしこども園	106	25	磐田市中泉 2522 番地2	
②	豊田西保育園	64	24	磐田市池田 871	

配送施設

※園児数及び職員数は見込数

	名称	園児数	職員数	所在地	備考
③	大藤こども園	32	10	磐田市大久保 640-5	・園児と職員分の給食(食器含)を通年配達する。 ・大藤こども園では調理しない。 ・調理施設は、「対象施設①」。
④	豊岡こども園	27	12	磐田市新開 541	・学校給食の提供がない日について、園児と職員分の給食(食器含)を配達する。
⑤	青城こども園	37	17	磐田市中田 610	・豊岡こども園、青城こども園、豊田南こども園では調理しない。
⑥	豊田南こども園	33	15	磐田市森下 280	・調理施設は、「対象施設①」。

### 4 委託業務の概要

別紙「磐田市立磐田なかよしこども園及び豊田西保育園給食調理等業務委託 仕様書」参照

### 5 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

※委託期間中、閉園等の理由により、対象施設数が変更となる場合がある。

※業務の移行期間については、磐田なかよしこども園・豊田西保育園とともに、令和8年3月1日から令和8年3月31日まで(予定)とする。各施設の調理責任者(配置予定者)は、この期間中に現地での引継ぎを行うこと。

### 6 契約の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約とする。

ただし、契約金額に対し、本市の歳入歳出予算の額に減額または削除があったときは、契約を変更または解除するものとする。

### 7 契約限度額(3年総額)

151,858,000円(税別)

## 8 スケジュール

内容	日程
受付開始	令和7年7月1日（火）
質疑書の提出期限	令和7年7月11日（金）午後5時まで
質疑書への回答	令和7年7月16日（水）
参加申請書の提出期限	令和7年8月1日（金）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和7年8月5日（火）
辞退届提出期限	令和7年8月8日（金）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和7年8月8日（金）午後5時まで
プロポーザル	令和7年8月22日（金）

## 9 現地視察

### （1）実施期間等

期間 令和7年7月4日（金）～令和7年7月11日（金）の間で実施。

時間 午後3時～午後5時までの間で、保育業務・調理業務等に支障のない範囲とする。

### （2）対象施設

- ・磐田市立磐田なかよしこども園
- ・磐田市立豊田西保育園

### （3）留意事項

- ① 現地視察希望事業者は、視察希望日の3日前（土、日、祝日を除く）までに法人名、参加者氏名、及び参加人数を磐田市幼児教育保育課へ電話またはEメールにより連絡すること。  
電話:0538-37-4858  
E-mail:yoho@city.iwata.lg.jp
- ② 調理室に入場する者は、最近1か月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157）、清潔な衣服（白衣、帽子、マスク等）、調理用靴を用意すること。  
なお、調理室への入室は、1業者につき2名以内とする。ただし、当日の検温の結果、37.5℃を超える発熱が認められた場合、現地視察を認めない。
- ③ 視察時は、市の指示に従うこと。

## 10 参加申請書の提出

### （1）提出書類

- ① 様式第1号 参加申請書
- ② 令和7年4月1日時点での静岡県内の保育園又は認定こども園の給食調理受託実績がわかる書類（自由様式）  
参加申請書の提出が無い者は、提案書の提出ができないものとする。

### （2）提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時まで（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

### （3）提出場所

提出場所は、問い合わせ先に同じ

### （4）参加資格の確認結果について

参加資格要件等を確認し、その結果を令和7年8月5日（火）までに参加申請書提出者へ電子メールにて送付する。

## (5) 質疑書の受付と回答

当該業務等に関する質疑があった場合は以下のとおり、質疑書を提出すること。

### ① 提出書類

様式第2号 質疑(回答)書

### ② 提出期限

令和7年7月 11 日(金)午後5時まで(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

### ③ 提出方法

電子メール又は郵送で提出すること

### ④ 回答方法

質疑書の回答は令和7年7月 16 日(水)午後5時までに質疑者を特定する部分を除き、市のホームページに掲載する。

## 11 提案書、見積書の提出

### (1) 提出書類

様式第3号 磐田市立磐田なかよしこども園及び豊田西保育園給食調理等業務委託プロポーザル提案書

様式第4号 見積書

### (2) 提出期限

令和7年8月8日(金) 午後5時まで(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

### (3) 提出場所

提出場所は、問い合わせ先に同じ

### (4) 提出部数

9部(正本1部、副本8部)

及び電子データ1部をCD-Rに格納し提出すること。

※正式な提案書は1部とし、残りの提出部数はコピーでも可とする。

※提出書類は各書類に見出しを付け、A4版で提出とする。

※見積書は1部のみとする。

### (5) 辞退

参加申請後に提案書及び見積書の提出を辞退する場合は、次のとおり参加辞退届(様式第5号)を提出するものとする。なお、参加申請後の辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

#### ① 提出期限

令和7年8月8日(金) 午後5時(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

#### ② 提出場所

提出場所は問い合わせ先に同じ

#### ③ 提出方法

郵送又は、持参

### (6) その他留意事項

応募に関する費用については全額提出者の負担とする。また、提出された提案書等の書類は磐田市に帰属する(提出された提案書等は公表・返却は一切しない)。

## 12 プロポーザルの実施

当市はプレゼンテーション、ヒアリング及び喫食を実施。順番は、提案書の提出順とする。

### (1) 日 時

令和7年8月 22 日(金) 午前9時 00 分から

### (2) 場 所

磐田市国府台 57-7 磐田市総合健康福祉会館 i プラザ 3階小会議室

### (3) プロポーザルの時間

1者 50 分間程度を予定しているが、参加業者数に応じて変更の可能性あり。

### (4) 参加人数

プレゼンテーション時は3名以内の参加とする(作業員は除く)。

### (5) 決定及び通知

審査結果を基に決定し速やかに文書で通知する。

### (6) その他

参加業者が1者の場合も、プロポーザルを実施する。

## 13 審査の視点

### (1) 審査項目

審査項目は、書類審査と提案審査とする。詳細は別表「審査項目一覧」を参照すること。

### (2) 喫食

プロポーザル内の審査時間内で喫食の審査を行う。

#### ① 準備物

昼食 当市で指定する献立(主食、主菜、副菜、手作りおやつ) 4食

4食の内訳:通常の盛り付けのサンプル食 1食、選考委員審査用 3食

※なお、選考委員審査用3食は通常の盛り付けではありません。

3食分を8名で喫食しますので、食器やはし等は適当量ご用意ください。

#### ② 注意事項

喫食の準備時間は審査時間内に 10 分程度の時間を設けるため、食器の準備や盛り付け等は会場内で行うこと。会場外・審査時間外での準備は、必要最低限とする。

### (3) 審査の最低基準

本プロポーザルでは、「書類審査と提案審査の合計点が満点の6割以上の点数であること」を最低基準とし、契約予定者を選定する際はこの条件を満たす必要がある。

なお、いずれの提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。また、評価経過等に関する問い合わせには応じない。

### (4) プロポーザルの参加者が1者の場合

プロポーザルの参加者が1者となった場合も選定は実施するが、契約予定者として選定する場合は、前項の「審査の最低基準」を満たしている必要がある。

## 14 契約締結

審査により、選定された業者を契約予定者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、契約予定者について、業務履行期間の年度の当該業務の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、市は、契約の予定を取り止めることが出来る。また、この契約予定の取り止めに伴う損害

の賠償はしない。

## 15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) ヒアリング及びプレゼンテーションに遅れた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者

## 16 その他留意事項

- (1) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等や評価基準及び評価内容については、情報公開の対象としない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (6) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 不明な点は、「17 問い合せ先・提出先」まで問い合わせること。

## 17 問い合せ先

磐田市こども部 幼児教育保育課 総務グループ 担当 落合

〒438-0077 住所:磐田市国府台57番地7(i プラザ)

電話:0538-37-4858 FAX:0538-37-4631 E-mail:yoho@city.iwata.lg.jp